平成２９年（フ）第１５０号
富山県小矢部市下中441番地
破産者　山田　大吾
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１１７８号
名古屋市中村区大宮町２丁目26番地の１　サンハイツ名取208号、従前の住所名古屋市中村区則武２丁目22番11号
破産者　成迫工業こと　成迫　芳子
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１４号
愛知県小牧市大字小松寺1120番地５、従前の住所愛知県清須市阿原星の宮185番地　ＬＵＮＡ302
破産者　アクアスタイルこと　山本　将徳
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７８６号
愛知県春日井市鳥居松町７丁目31番地３　モワ鳥居松304号
破産者　横山　起一
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８２９号
名古屋市緑区万場山１丁目1208番地　フレグランス万場山Ｂ棟201号
破産者　酒井　隆行
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８６３号
名古屋市名東区藤森２丁目231番地　アトラス102号、従前の住所愛知県安城市美園町東菰神22番地11　クレストコートＢ―103
破産者　吉田　一郎
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３５１号
京都市山科区音羽初田町６―１第二エバグレース音羽207号、住民票上の住所京都市山科区西野山中鳥井町40番地14
破産者　山田　綱幸
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６８号
大阪市城東区関目２丁目８番４―816号
破産者　村上興業こと　村上　竜次
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４０４号
大阪府摂津市千里丘２丁目９番28号
破産者　エビスピクチャーズこと　原岡　宏樹
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１１８号
大阪府寝屋川市香里南之町10番13号（207号）
破産者　伊藤　広晃
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０６８号
大阪府東大阪市三ノ瀬１丁目９番５号　三ノ瀬パークハイツ304号
破産者　辻　　隆敏
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０９５号
大阪市城東区蒲生２丁目１―18　ＮＯＶＡ京橋703号、住民票上の住所大阪市中央区内平野町２丁目２番13号　内平野町ハイツ601号
破産者　西脇　　孝
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２６５号
大阪府八尾市志紀町南３丁目180番地　プランドール702号
破産者　桑原　宗雄
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２６６号
大阪府八尾市志紀町南３丁目180番地　プランドール702号
破産者　桑原　　恵
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２６８号
大阪市港区磯路２丁目１番20号　ミナトＳＫビル　602号
破産者　氏衛　立盛
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２６９号
大阪市港区磯路２丁目１番20号　ミナトＳＫビル　602号
破産者　氏衛　幸子（旧姓工藤）
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部